

会 議 録

会 議 名		平成21年度 第4回 小金井市図書館協議会		
事 務 局		図書館		
開催日時		平成21年11月6日(金)15時～18時		
開催場所		小金井市立図書館 本館 地下集会室		
出席者	委 員	新井 利夫      荒井 容子      浦野 知美 岡 衡平      菅家 和代      松尾 昇治 村谷 孝枝      矢崎 省三		
	欠席者	山口 源治郎    渡辺 一雄		
	事務局	向井教育長      渡辺生涯学習部長      田中図書館長 杉村庶務係長      権沢奉仕係長 藤木主事          川口主事		
傍聴者の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 議 題</p> <p>(1) 図書館協議会委員委嘱について</p> <p>(2) 会長の互選について</p> <p>(3) その他</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 図書館協議会答申に対する市の考え方について</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>(3) その他</p>		

<p>会議結果</p>	
<p>提出資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小金井市の図書館</li> <li>(2) 平成21年度小金井市一般会計予算（抜粋）</li> <li>(3) 図書館法</li> <li>(4) 小金井市図書館規則</li> <li>(5) 小金井市図書館協議会条例</li> <li>(6) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画</li> <li>(7) 各種案内</li> <li>(8) えほんよんでね</li> <li>(9) 小金井の教育</li> <li>(10) 小金井市図書館協議会委員名簿</li> <li>(11) 月刊こうみんかん</li> <li>(12) 図書館協議会答申</li> <li>(13) 答申に対する市の考え方</li> </ul>
<p>その他</p>	

審議経過(主な発言要旨等)

【田中館長】 平成21年度第4回図書館協議会を開催させていただきます。私は図書館長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第11期図書館協議会としては初めての開催となります。本日の議事に入ります前に、第11期図書館協議会委員の委嘱状の交付を行います。任期の2年につきましては、平成21年11月1日から平成23年10月31日までの2年間になります。

(委嘱状交付)

【向井教育長】 (あいさつ)

(委員、事務局職員自己紹介)

【田中館長】 それでは、本日の議事に入ります。

記録をとる関係上、発言時にお名前をよろしくお願いいたします。

本日は第11期図書館協議会の初会議でございますので、まだ会長と職務代理者が決まっておりません。

会長、職務代理者につきましては、小金井市図書館協議会条例第5条の2項の規定により「委員の互選によって定める」となっております。

したがいまして、ただいまから小金井市図書館協議会会長の互選を行います。互選の方法につきましては、指名推薦により行いたいと思います。

(互選)

【田中館長】 当協議会の会長に松尾委員を選出することといたしました。

【松尾会長】 ただいま互選によりまして会長を務めることになりました松尾昇治です。よろしくお願いいたします。

(あいさつ)

それでは、次に職務代理者の指名を行います。これは会長の指名推薦となっていますので、第10期の協議会で社会教育団体から推薦されています浦野さんに職務代理者をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松尾会長】 それでは浦野さんに職務代理者をお願いしたいと思います。

【浦野委員】 (あいさつ)

【松尾会長】 以上で会長及び職務代理者の選出が終わりました。

次に報告事項に入りたいと思います。図書館協議会答申に対する市の考え方について、館長から、よろしくをお願いしたいと思います。

【田中館長】 配付資料がたくさんありますので、確認をさせてください。

(配布資料確認)

それでは、まず協議会の諮問に対する答申につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の13番の答申に対する市の考え方をごらんください。

前期、第10期図書館協議会に対して、開館日、時間帯の拡大を求める市民要望におこたえするため、現行の職員体制では困難と考えまして、平成20年4月24日に図書館運営体制の見直しのほうを諮問させていただきました。図書館協議会では9回の協議会及び4回の小委員会を開催し、丁寧な検討を行っていただき、平成21年7月9日に図書館運営体制の見直しについて答申をいただきました。

答申ですが、具体的に、どのように改善したらよいかという提言内容はついております。「小金井市図書館協議会答申に対する市の考え方」の2ページです。具体的に全部で13項目の項目がございました。これを分析させていただき、実現可能な項目というのは5項目。将来的に実現できる項目が4項目。実現がなかなか難しいなというふうな項目は4項目ございました。

それで実現可能な項目ですが、

・職員体制の部分について、専門的知識を持つ司書及び図書館業務に熱意を持った職員を育成できる人事体制を確立し、少数精鋭での運営体制を目指す必要があります。

・司書と他の行政部門との人事交流は一定の年限で行い、将来的に司書が図書館運営に専念できるようにすることが必要です。この職員体制については実現したいと思っています。

・開館時間等の改善の現在の場所は利用効率が悪く夜間開館の利用者は多くないことを考慮し、適切な閉館時間を定める必要がありますということです。これについては今、市民アンケート等もとっておりますので、そういった関係で定めたいと思っております。

・新図書館建設に向けての準備です。それで、近い将来、予定される新図書館建設には、図書館司書が蓄積してきた専門的ノウハウが必要です。それで、市民、職員が参加する新図書館へのビジョンを考えるプロジェクトを発足させる必要があります。これについては実現させたいと思っています。

次に、これは直ちにはできないのですが、将来的には実現可能な項目です。

・②公民館の窓口など他の公共施設を利用して予約本の受取や資料の返却を可能とするなど、サービスの向上を図る必要がありますというところです。

・午後9時までの夜間開館を実施するには、社会人に対するビジネス支援などの新たなサービスが提供できるような環境のよい場所に移転を図るとともに、職員の専門的能力を高める必要があります。

・業務の合理化と柔軟な運営体制です。ここの①の「自動貸出機」を設置し、利用者の利便性と職員の負担軽減を図る必要があります。また同時に、利用者に対する資料相談体制を一層充実する必要がありますとあります。自動貸出機というのは現在、非常に普及が進んできています。

・③図書館の業務の詳細な見直しを行い、返却図書の集配、返却処理、開館時間前の図書配架作業など、直接的な利用者サービス以外の業務について、委託を検討することや、配架ボランティアの活用も検討する必要がありますとあります。新図書館が建つ中で、ボランティア室などを整備する中でボランティアさんのスムーズな活動ができるような環境をつくって、そういった中で実現をさせていきたいと思っています。

次に、実現が困難と思われる項目です。

- ・③非常勤嘱託職員は1日6時間勤務に制限せず、労働基準法に定める8時間勤務を可能にし、勤務ローテーションがスムーズに、柔軟に設定できるよう工夫する必要があります。

- ・⑤こうした体制を整備する際、現行の「小金井市立図書館非常勤職員の雇用等に関する要綱」について必要な見直しを行い、図書館業務の実態に即した改正ないし運用上の特例を設ける必要があります。非常勤さんの場合ですと、週に30時間以上の勤務は認められていない関係で、現在29時間ですので、それを大幅に超えて活用というのは、現在では非常に困難な状況です。

- ・要綱の改正と言われているのですが、要綱が成立するに当たっては、図書館に非常勤を配置する際に正規職員とのバランスが大切だろうということで、最初に制限の条項を入れさせていただいています。最初は20%、次に正規職員が入らずに非常勤嘱託職員が入った関係で22%というふうにやりくりをしていって、最後は50%ということにとまっています。これを撤廃することは、図書館の最初の理念が崩れることになるので、これについてはなかなか変えがたいと思っています。

- ・東分室、緑分室の2つの分室は正規職員による体制が望ましいが、やむを得ぬ場合は非常勤嘱託職員による業務体制としますとなっています。非常勤嘱託職員については補助的業務に従事する職員であり、図書館の窓口業務について、例外として図書室や移動図書館を除き、原則、非常勤嘱託職員のみで運営することはしていません。正規職員とともに窓口立ち、非常勤嘱託職員をフォローしつつ業務をしており、それができない場合には、いつでも窓口に立てるように同じフロアで業務をするようにしています。

答申のように、正規職員を減員して非常勤嘱託を増員すると、正規職員がともに窓口を立てない時間帯が生まれ、図書館窓口サービスの図書館の考え方が崩れてしまい、窓口サービスの低下を来してしまいます。また、正規職員を減少して、そのかわりに非常勤嘱託職員を増員するという方法は、非常勤嘱託職員を指導監督する正規職員への負担をさらに増大させ、サービスの低下につながると考えております。

このように検討させていただいた結果、図書館協議会からの答申内容では、

市民サービスにこたえるにはなかなか難しい部分があると思いました。それで市が当初お示しをした図書館窓口業務の一部委託を実施することにより、市民サービスの充実に努めることにいたしたいと考えました。

今回は、協議会答申を市政に反映できなかった部分が多かったことから、市民参加条例第13条第2項で、市は答申等が市政に生かされない場合には、その理由を遅滞なく公表しなければならないとされているため、平成21年8月11日の教育委員会で図書館窓口業務の一部委託について議決をいただき、市報9月1日号及びホームページで答申に対する市の考え方を公表したものです。

続いて、議会関係に移ります。

議会関係ですが、まず9月の一般質問では市民参加条例13条、答申の尊重義務に反するのではないか、また職員との合意の状況についての一般質問がございました。そして9月11日の厚生文教委員会、続いて9月25日の行財政改革調査特別委員会でも多くの質疑が行われています。

質疑の中身は、まずは図書館協議会の答申を尊重しなかったこと、それから非常勤嘱託職員の雇用や処遇問題が焦点となっていました。主な議論としましては、提案の窓口業務一部委託に対して、これまで正規職員以上に働いてきた非常勤嘱託職員をなぜ一部委託化するのか。答申のいう非常勤の活用による方策を考えないのか。あるいは、非常勤や非常勤組合との協議は行われてきたのか。非常勤への説明会は、解雇通知であり、組合との協議が調っていない中、白紙撤回すべきではないか。非常勤の職の確保はどうなのか。

説明会の内容ですが、非常勤嘱託職員に対して、8月27、28の2日間で本館の非常勤嘱託職員に対し、窓口業務の一部委託実施による図書館サービスの拡大と、それに伴い平成22年3月末をもって雇用が終了しますとの説明を行い、今後について受託業者や市の一般事務職の応募のご案内をしたものです。

また、答申から教育委員会決議、図書館協議会答申（提言）に対する市の考え方、公表までに時間が少なすぎ、手続は妥当なのか、答申を生かすような十分な議論がされていないのではないか。それから12月議会への補正提出とあるが、延伸するなど見直さないかという議論が出ています。

そして決算特別委員会になりますが、これは一部委託だけではないですけれども、まず、図書館協議会委員の学識経験者4名を3名にして、1名を市民枠

へという話を19年度決算特別委員会でしたが実行されていない。それから、一部委託提案は図書館の運営方針に照らしてどうなのか。それから、図書館の配置計画についてはどうなっているのか。移動図書館車は非常勤嘱託職員の運営によっているが、どう評価するのか。デジタル図書も非常勤嘱託職員の運営によっているが、どう評価するのか。テーマ図書をもう少し充実できないか。あとは本館入り口の右、左にブックポストが置いてあるが、景観上あまりよろしくないのではかに移動できないのかというのがありました。

あとは図書館協議会とは別に、図書館のあり方懇談会のようなものは設けないのかという議論もありました。あとは施設が老朽化しておりますので、修繕のための流用を繰り返しています。その関係で流用が多いということで、修繕の予算はどうなっているのか、その経緯を知りたいという質問がございました。

続きまして、11月2日、これは直近の厚生文教委員会になりますが、陳情書で「小金井市図書館の運営体制の見直しを審議して、今までのように、ぜひカウンターに専任職員を配置していただくこと。」それから「市立図書館の運営体制の見直しの慎重審議、カウンターに司書資格のある専任の市職員（司書）をこれまでどおり置くことを要望する陳情書」が提出されました。これについても長時間の審議が行われています。

質疑の主な内容ですが、一部委託については反対である。一部委託ではなく、これは大部分委託ではないか。窓口サービス、それから選書、子供読書関連などの各種施策について低下するのではないか。それから非常勤職員の活用が、なぜできないのか。労務管理が大変な理由とは何なのか。調布は多くの非常勤さんがいらっしゃるのですが、調布は大量の非常勤をうまく活用していると。だから、それを見習わないのかというお話。あとは非常勤職員が開館時間延長について真剣に取り組んでいる、そういうことを評価しないのか。それから非常勤要綱の非常勤枠について撤廃をしないのか。それから開館時間の拡大だけがサービスではないと、中身も問題だということもありました。あと答申から市の考え方までの期間が短く、慎重に審議をしたとは思えない。それから、これについてパブリックコメントをすべきだったのではないかなどというふうに議論がたくさん出ました。

よって今後の進め方ですが、11月2日の厚生文教委員会にて、市長から平

成21年の12月議会への図書館窓口業務の一部委託に係る補正予算計上については、当初送付は行わず、議会の質疑や現在職員団体と協議を行っている最中であり、その経過や状況を踏まえながらやっていきたいという答弁が出ているところです。

【松尾会長】 今、館長から10期でまとめました答申について、市の考え方の説明がございました。ご意見、ご質問がありましたら出して下さい。

【荒井委員】 窓口業務を委託するというを市として対応せざるを得ないという根拠はどこに。

【田中館長】 最初の諮問のときに一部委託案ということでお示しをして、それをもって市の考えとしたものです。

【村谷委員】 どこへの団体に委託するわけですか。

【田中館長】 これは予算が必要ですので、もし12月議会に出し、そこで可決すれば、プロポーザル方式でもって業者を選定したいと思っています。

受託業者については、都内23区のほうで多くの業者が受託をしておりますので、そういったところから選定をしたいと思っています。

【村谷委員】 図書サービス会社のようなものですか。専門の知識を持った方たちがいらっしゃる団体ですか。

【田中館長】 受託する会社はカウンタースタッフとして、例えば司書資格を持った、あるいは図書館に精通している人間を配置して運営を担います。

【松尾会長】 前期の答申が出されました後、協議会として公式には開催されなかったものですから、9月に市の考え方が出されるまで、全く連絡がなかったのもので、この市の考え方が郵送で送られてきた時点で個人的なことと言えば、ちょっとびっくりしました。

答申に対して、根幹部分で、市としては沿えない部分があるということと受けとれるのですが、今考えてみれば、その間の経過を丁寧に説明していただければよかったのかなと思っています。その辺はどうでしょうか。

【田中館長】 本来であれば、この間に図書館協議会を開催して、ご説明をするのが筋かなと思っていました。ただ、期間的にちょっといとまがなかったので、それと市民参加条例第13条の縛りで「速やかに公表」という観点がありましたので、そこで結論といいますか、公表を急がしていただいたという関

係があって、ご説明がおくれてしまいました。それで今日このような形でご説明を差し上げているところです。どうも申しわけございません。

【松尾会長】 この答申を教育委員会にご報告したときの教育委員会の考え方は、どのようなものであったのでしょうか。

【田中館長】 教育委員会のほうで一定の質疑を経て、それで承認をされています。答申に対する市の考え方、要するに一部委託を採用して、今後やっていきますということについて承認をされたということです。

【村谷委員】 なぜ委託をしなければならないのかというのがちょっと疑問です。普通だったら図書館に専門の司書がいて、それで運営していく。それだけの人数を確保できないのか。予算的に得られないので、安いお金で、そういう人たちを雇うのか。市の姿勢が全然わからないですよね。だから、図書館を重く見ているのか、軽く見ているのか。多分それを認めさせるということは図書館側としては、ちょっと考え方が軽すぎるのではないかと思う。

私たちは図書館をよくするために、まず専任の人の人数を増やせということを書いてきて、それで専任の資格を持った司書なり、司書教諭が四、五名いるのと、たった1人でのいるのでは全然違うわけです。そこら辺は市が図書館に対して、いわゆるもっと大きく言えば、小金井市を文化的な都市にするのか。それがどの辺のパーセンテージであるのか。そこら辺ははっきりさせていただいて。じゃないと、あれ？小金井市は図書館に対しては、そんなに重きを置いてないのだなど。今の、委託というのを思うと、どうしてもそう思ってしまうのですけれども、いかがなものでしょうか。

【田中館長】 まず図書館に対しては、平成17年に開館時間の拡大ですとか、あるいは移動図書館車、西之台会館図書室のサービス拡大をなさいということで正規職員を5人減らして、非常勤嘱託職員を15名増やしたという経緯があります。そのようにしてサービスの拡大に努めてきましたが、ただ、それでもまだ開館時間の拡大、それから早朝開館を求める声は非常に強いです。そういった声におこたえしなければいけないと私どもは思っていますが、ただ、予算の関係になってしまうのですが、そこで新たに予算を投じてサービスをするのかということになると、なかなかそれはしがたいような情勢にあるのです。そうすると、次はどうしたらいいのかというと、図書館費の中で、人件費も合

わせてなんです、そういった中で工夫をせざるを得ないということです。そうすると、どこを削るかということになると、やはり人件費の部分を少し削って、そういうところに回して運営せざるを得ないという状況です。

本来、これは委員のおっしゃるように新しい事業とかがあれば、当然専任の職員をつけてやっていくのがよろしいかと思いますが、昨今の事情はなかなかそういうふうにはいっていません。

立川市も、ここで指定管理ということで導入されました。そういった関係でいろいろなところで、いろいろな形で市民サービスを拡大するために正規職員の増ではなくて、違う手法をとってやっていくというパターンがとられています。正規職員をなかなか増やしがたいということで、今回の提案に至っているということです。

**【荒井委員】** 諮問を受けて前期で指定管理者の導入とか、全部委託とか、諮問を受けてかなり率直に学習し、問題点を追求し、早朝開館とか、夜間も、どれほどのことがあるのか。それから、どういう対応なら、そんなに職員が多忙にならずにすむとか、何かいろいろ議論してきたと思います。

その結果、全体の委託という、あるいは窓口業務を含めて、多くを丸ごと委託よりも部分的に業者に委託したり、あるいは非常勤の職員で、今、活躍してくださっている方たちをうまく活用したりするほうがずっといいだろうという選択だったと思います。

答申についても、諮問で出したときの条件と変わらないという発言をされていたような気がしますが、諮問を受けて議論したのを、どういうふうにとられているのだろうって思います。もうちょっと中身について言っていただかないと、提案されている業務委託というのは、3ページの2段落目ですが、貸し出し、児童サービス、読書案内、レファレンスサービスなど利用者への直接サービス全般が委託されるとのことです。これは言い換えれば市の職員が利用者サービスに直接かかわることがなくなります。このことは大変深刻な問題を引き起こします。すなわち開館以来、蓄積されてきた図書館サービスのノウハウや職員の専門性が生かされなくなるばかりか、それらを短期間に失うことになってしまいます。

これは観念で言っているのではなく、いろいろ招いた学習会をやって、かな

り皆さん、これは大変だという感じで学びました。館長も一緒にいらしたと思います。それなのに諮問したときと同じで状況は変わらないとか、同じ結論にされちゃうと何だったのだろうということがあって、一生懸命考えた上で、本当は、館長が今お話しされたように専任の司書の人を増やしてもらいたいねとか、そうじゃなくてもできるだけ長くいられる常勤の職員がいればということになるけれども、それは難しいというのは共有して行って、何とか、そんなにお金の問題では、やっぱり非常勤を雇うことはそんなに無駄じゃない。むしろ効率的じゃないかという議論までして行きました。だから、そこにこたえるような市の考え方というのが出てないと、かえって無駄な審議をさせてきた。最初から、そこから変わるという余地がなくて問うてきたの？みたいな感じを受けてしまいますが。

【村谷委員】 資格を持っている正規の職員が直接サービスには当たらないのですか。

【田中館長】 荒井委員の諮問した内容を9回にわたり審議してきた結果の答申を生かさなかった、反映させなかったのも、これは要するに、やってなくて無駄じゃなかったかというニュアンスだったと思いますが、ここで書かれていることは例えば開館以来蓄積してきた図書館サービスのノウハウや職員の専門性が生かせなくなるばかりか、それらを短期間に失うことになりまると言い切っていますが、こういうことは現実には起きないです。

これは、例えば指定管理者とかで全部丸投げをしてしまえば、これはもう専門性というのは、そちらに移ってしまいますが、これはそうではなく、専門的職員というのは一定程度担保するわけです。それでやっていくので、こういうことは起きないと考えています。

それで、あと手法の問題です。図書館協議会は、手法として非常勤嘱託職員を増やすというお考えでした。図書館のほうではそうではなくて、ここの部分については一部委託でやりたいということでした。その溝がなかなか埋まらなかったということだと思います。それは私も一緒に参加して、議論をさせていただきました。私も随分お話をさせていただきました。そういった中でやっぱり隔たりは大きかったのかなと思います。

あとは村谷委員の件ですが、この直接サービスですけれども、これは今お話

ししたように指定管理とか全部委託ではないので、今度、正規職員、専門的職員を養成して充てます。今まで図書館というのは一般行政職が入ってきている職場でした。これを機会に専門職が活躍できる職場に変えます。

直接するサービスというのはカウンターでの貸し出し・返却を指していますが、そういうことはしないですけれども、それ以外に企画関係ですとか、あるいはレファレンス部門ですとか、あるいは地域に出ていくとか、そういうふうなことで携わっていきますので、そういった部分については充実をしていくと思っています。

【岡委員】 図書館サービスというのは、たまねぎの皮をずっとむいていきますと、結局、業者に委託をしても差し支えないと。市民サービスというのは何かと言われたときに、これは今おっしゃったように、委託業者も専門知識を持った方がいるわけですね。ですから、一応の図書館業務は可能なわけです。それでサービスが落ちるということはないですけれども、問題はもっと広い視野に立って、図書館が将来どっちの方向に向くのかとか、長期スパンで考えたときに、やっぱりそこに合った専門職がいないと、だれが考えるのだということになると、外部業者ではないということですね。

ですから、むしろどこに焦点を当てていくかという話をもうちょっとやっていかないと。果たして、最後のたまねぎの芯は何かといったときに、僕はやっぱり選書と破棄とか、それから、どういう有機的な図書館にしていくのかというような、その図書館活動に対して、どんな資料が必要なのかとか、どういうシステムが必要なのかということだと思います。それも議会とかでお話しなさったのでしょうか。これを見ると非常勤とか、業者委託とかというところにはばかり焦点が当たっていて、本来、図書館がサービスすべき、市民にすべき、そういった長期スパンでの図書サービスがどうあるべきかというのがよく見えてこないというか。

【田中館長】 小金井市の図書館協議会答申（提言）に対する市の考え方の5ページで、今後の図書館運営の以下ですが、小金井の図書館には開館当初は専門的職員がいました。それ以降、専門的職員はいなくて、一般事務が回ってきている職場です。ここ2年ぐらいで、当時入ってきた専門的職員が、係長職3名が大量にやめるという事態が起きます。これについて、今のままですと専

門職を充てられるという保証はないです。

それで、ここで大きく図書館体制の部分について手直し、要するにてこ入れをしたいと考えました。やっぱり図書館というのは人、本、それから建物だと思えます。その中で人の占める部分は大きいのかなと思えます。そういった部分で今回、こういった改革により人の部分については、専門的職員を確保し、養成していくというふうに考えました。

そういった専門的職員が根幹的業務である、先ほどおっしゃった資料の収集ですとか、除籍ですとか、そういった蔵書構成にかかわる業務、それからレファレンス業務、それから読書活動推進のための企画などに携わって、将来にわたって図書館が続けられるような仕組みにしたいと思っています。これが現状のまま、開館時間を増やしなさいという要望にこたえられない中でいった場合に、図書館は何を言ってもなかなかいつもこたえられないという形になってしまうと図書館は何もしない。じゃ、どこかに、別に指定管理に投げてしまえとかいう話になりかねない。そういった意味で歯止めをするために、ここで一定の結論というか、方向性を打ち出したということです。

【岡委員】 将来の建てかえについて方向性を見出すためには、そういう継続性ある経験の蓄積と専門性が必要であると。そのためには専門の司書が必要だということを、館長は議会でそうおっしゃったというふうに理解してよろしいでしょうか。

【田中館長】 はい。

【村谷委員】 専門職がずっと長くいることによって、その図書館の知識が増えるわけです。そうすると、この市にはどういふ本が必要か、子供たちはどういふものを望んでいるかというの、経験上わかるわけです。それで、窓口で貸し出し、返却しながら、ちょっとした質問を受けたり、話したりしたところにヒントがあるわけです。だから、「あ、そうか、こういう本を入れなきゃならない」とか、「あ、こういうことをしなきゃならない」というのがぱっぱとわかるわけです。それを、すぐに実行するわけです。そうすると、図書館は自分たちの要望をこたえてくれるし、知らないことをこういうふうにすぐに答えてくれるところだと。そういうふうに、常に循環していないと図書館は死んでしまいます。一番必要なのは、どんなに建物が小さくても古くても、その図書館

に優秀な司書の方がいらっしゃれば、図書館というのは非常に活気があるわけです。やはり、学校図書館も一緒に、「あ、小さくてあれだな」と思っても、優秀なところにいる人は、非常に学校の生徒さんも読書を好きになるし、それがまたいろいろな循環になって、ほかの先生方もそれに刺激を受けるわけです。

だから、やはりそういうことにおいて、人というのは一番ポイントですよ。それを正規じゃなくて、もちろん資格を持っている方がいらっしゃればいいけれども、行政が何もわからない人がきても、わからないです。図書館でどういう仕事をしていいかわからない。そうすると、正規の司書の方が一々教えなきゃならない。細かく言わないとわからない。それだけで時間のロスがきちゃうわけです。だから、図書館というのは朝から閉館まで駆けずり回らなきゃならないぐらい、非常に忙しいところです。それを、市の方々がわかっているかわかっていないか。だから、それでお昼も食べられないぐらい忙しいことは毎日のようです。それを理解してくれないと、こういう結果になるのではないかなと思います、人を減らすとか。

とにかく、財産です。10年務めた司書教諭の方は、それなりに持っているから。だから、そこら辺はもう少し強く市に言って、市は図書館をどう思っている、文化施設をどう思っているのかですね。図書館は、その市の象徴です。図書館が立派なところは、みんなが、職員の方が生き生きとして、常に動き回っているわけです。だから、そこに全然わからない人が来て、いくら専門のものを持っていても、その図書館を理解するには3年かかるわけです。それで、3年じゃ足りなくて、その地域とか人たちのことを理解して、どういう本が必要かというのは10年かかるわけです。それを、よく、市の上のほうの方に理解させるというのは大変なことですが、それは文章で言ったりするより行動であらわさなきゃだめです。

それで、グラフで見るとこれだけ毎年上がっています、貸出数が少しずつ。それは、皆さんが非常に努力しているということがよくわかります。だから、そこら辺はもう少し、人というのはいかに大切かと。いくらいろいろな施設を立派にしてもだめです。もちろん、立派で、気持ちいいとか、コンピューターが自由に使えるとかというのは必要ですけども、そこら辺をもう少し、館長さんにご努力をなさって言われて、宣伝してやっていただきたいなと思う。

【矢崎委員】 答申をまとめさせていただいたのですが、まとめるに当たって、何回も何回も議論を重ねて、それから専門家の人とか、受ける業者の方とかも来ていただいて、勉強会もしたわけですよ。

それで、私が一番思うに、今回また出てきたのが、サービスをもっと拡大してくれという市民からの要望が出て、それにこたえるためには、今の体制ではできないということです。要するに、予算の面でも人の面でも。

【村谷委員】 例えばサービスの拡大とはどういうことですか。具体的に。

【矢崎委員】 時間の延長などですね。時間の延長をするためには、常勤職員なり正規職員なりを増やさなきゃいけないということで、増やすためのお金がないということです。お金がないけれども、サービスは拡大しなきゃいけない。拡大するのに、方法として業者に委託。私が思うのは、そこが、すごく重要なところは、今のお金でサービスの延長ができないと、業者に委託をすればできると。受ける業者というのは、少なくとも今の体制よりも給料は、給料というか、予算が少ないわけです。だから、官製ワーキングプアとよく言われますが、今の非常勤の人だってまともな、それで一家を営んでいける給料はとももらっていない。それでもなおかつ、その人たちは自分たちでやるって言ってくれました。だけれども、そのお金さえ惜しんで、業者に委託をする。委託をされた業者ではもっともっと劣悪になるはずだと私は思います。

それと、もう1つの問題は、業者委託をした場合に、業者委託で来ていた人たちに、正規の職員は直接言うてはいけません。そういうふうに労働法で決まっています。そこを、我々はとても問題だなっていうことを言っています。

それで、とにかく、正規の会議だけじゃなくて、ボランティアみたいな形で集まって、拡大した協議会を何回も開いて、一応まとめて反対だと言われた部分を、一部は将来的にやりましょうと。これはできませんよというのを、館長が示されたけれども、私に言わせると、根幹の部分ができませんということで。

【村谷委員】 予算は出さないという回答ですか。

【矢崎委員】 そうですね。そういうことを考え方で示されているわけですね。だから、図書館協議会としてまとめた場合、一応できませんよという回答ですから、それを図書館協議会としてどのようにするのかということです。

【松尾会長】 この問題は、前期の図書館協議会では掘り下げてやってきた

部分です。図書館協議会の答申によれば、図書館の運営については、直営で。サービス拡大については、非常勤の職員を増やしてやっていただきたい。これが、答申なわけです。

市の考え方として出されたのは、答申どおりにはいきませんでした。一部の業務を委託に出しますということです。図書館協議会の立場に対して、館長の話あるいは言っていることは、館長の意見であり、同時に市の考え方ですね。ここで、市の考え方に対して、私たち協議会はどこまでのことが言えるのかという難しい問題に突き当たっているのですが、前期図書館協議会が出した答申については、今期11期の図書館協議会としてもこの答申を、館長あるいは教育委員会、市も尊重してもらいたいという立場だということ、明確にしておきたいと考えています。

以上、図書館協議会としてどこまでできるのかというのが、言うなれば協議会は交渉団体というわけではないので、協議会としての立場だけは、この場で明確にしておきたいと思っています。

**【新井委員】** 基本的には協議会のコンセンサスというか、根幹は、よほどでない限りは継続性を持つべきだろうと思うので。したがって、根本的なところで、特にこれはというよほどのことがない限りは、継続性を尊重したいという考え方に立ちたいと思っているわけですね。

そこで、まず、いただいた図書館運営体制の見直しという7月9日の答申については、3ページ一番下のところに、基本的には直営方式で、改善すべき結論に達したということで、とにかく委託はしないという答申を出しているわけです。そこで、館長がご説明されましたけれども、市の考えとしては、相変わらず委託を出そうということなのか。その市の考え方（提言）という、9月付の小金井市の書類がありますけれども、この中で、どこどこが委託に出すことになっているのか、この書類ではわからぬんですね。

だから、市のほうも予算の関係やら何やらいろいろ考えがあるわけでしょうけれども、市の考えとして、館長の考えとして、どれとどれを委託でやろうとしているのか。どれをやらないとしているのか。これには書いていない。まずその1点説明を聞きたい。

**【田中館長】** 市の考え方の5ページを職員体制については、今回の職員体

制の見直しによりいろいろ書いてあって、それ以下に書いてあるのは、これは根幹業務については市で行いますよということです。だから、それ以外の部分については、業者をお願いをしたいと。

【新井委員】 非常にわかりにくい表現だね。もう少し、委託はどこをしますよと。どれとどれが委託ですよと。つまり、こっち側の提言の中では、ちゃんと書いてあるわけですよ。メリット、デメリットって欄があって、どことどこについては委託をしますと。それと同じように、市も、これとこれは委託だけれども、これとこれは委託しませんというのははっきりさせる必要があると思うけれども。まずそこをはっきりさせてください。

【田中館長】 今、提出できる資料がございませんので、次回のために、業務の仕分けについての資料をお出ししたいと思います。

【新井委員】 次に、今度は委託をするという市なり、館長のお考え、何で委託するのだと、こういうことになるわけです。もちろん、サービスの内容という問題があってですね、何で委託するかと言っても、同じサービスの内容なのか、下がるのか上がるのか、あるいは変わるのかという問題はありますけれども、根本は予算だと思います。今いただいている資料の中には、委託をする場合、あるいは専任職員がいる場合、あるいは非常勤職員でほぼ進める場合とかそういうケースについて、計数的なデータが何もないわけです。だから、判断のしようがない。もちろん、サービスの内容もあるけれども、予算的な、計数的なデータというのがあるのだったら、出していただきたい。

【田中館長】 委託にするに当たって、財政効果はこうだというふうな資料がありますので、それをお出しいたします。

【菅家委員】 この委託に関して、今出ていますサービスということですが、図書館に関しては、ほかの販売業とか企業とは違って、ほんとうに文化そのもので、市なり学校の心臓部分であります。また窓口業務となりますと、心臓部分、顔の部分で、ほんとうに大切なものだと思います。その顔の部分の委託になることによって、業務に関して、市がなかなか思うように回らないところを、後ろのほうでバックアップしてくださる公務員の図書館員の方が、すぐにサポートできないという体制があるということは、すごくその空気がどうなのだろうと。私たちは市民としてこの図書館を使用するわけですが、やはり、

ほんとうにハードが、いろいろないい本がそろっていて、新しくなっている、そこにいる人々がほんとうに気持ちよく仕事なり作業なりする中で、その図書館に一步入ったときに、「あ、気持ちがいいな」って言われないと、市民にとってもサービス向上にはならないと思います。その部分を含めて、ほんとうに予算だけでなく、文化の、ほんとうに大切な図書館のサービスとはどこなのかというところをお考えいただくといいのかなと思います。

【岡委員】 去年1年間かかり、この提言を協議会がつくられて、それに対して市がもう答えてしまったわけです。これはもう、結論ですか。要するに、どうにかなるものであれば、もう一回皆さんの中で話し合っただけでどうにかするという余地があるのか、それとも、もうこれは最初に結論ありきで、どうしようもないので、要するに、後はないものを若干の軌道修正でやるしかないのか、そのところが最初からわからないと、ご意見に反論するようですが、業者委託というのは、逆に業者のほうから言われますと、例えば、業者が働いていて、わけのわからない市役所員がいるはずで、それが口を出したときには、どうするのかと言われたら、困っちゃうわけです。

ですから、ちょっと図式を考えていただきたいのですけれども、市の職員がわけがわかっている、業者はわけがわからないという状況をやめたほうがいいと思います。やはりビジネスライクに考えて、そのところは、もう委託管理の指定管理者に出すのだったら、出すというような気持ちに切りかえないといけないと思います。出さないだったらもう出さない。

例えば、僕らがここに見た目、非常に文言だらけで、数量的なものが全然ないので、予算が、結局これぐらい足りないからこれぐらいにしてくれというのがあってという、そういう予算の分捕り合戦のほうから始まっていて、だからこうだみたいなものが見えてこないのです。世の趨勢がみんなそうだから、指定管理者になるのが今趨勢だからみたいな感じになって。片やその大義名分で、図書館は非常に市民の文化的な資産のバロメーターだとして、堂々めぐりになってしまいますので、今こういう事態がきている。やはり、お金には限りがある、人にも限りがある、もうすべてに限りある中で、じゃあその中でプライオリティを考えて、じゃあどこをどう生かして残していくかという話が集約できるのか。それとも、もうここに決まっちゃったよということできないの

か、そののところをお伺いしたかったのですけれども。

【田中館長】 答申に対する市の考え方というのをお示ししました。これは、市の考え方で固まったものです。今現在、先ほどお話したように、厚生文教委員会のほうの質疑を受けながら、当初は12月議会に補正予算として提出を考えていました。これは、議会の情勢を見ながら、今、提出を待っているというか、状況を踏まえながら見ているというふうな状況で、基本的には一部委託が市の考え方ということです。

あと、中身の部分ですが、同じ話になってしまって、やはり今回の一部委託化に当たって非常に大切にしたのは、開館時間とか、そういった拡大というのは市民要望です。それで、議会のほうでも全会派一致で「図書館は、朝早く夜遅くまであけなさい」と採択をされている。それに対して、図書館としてそれにこたえないわけにはいかない。それに対してどうしたらよいのかということで、提案したのが一部委託です。平成22年度末に大量に専門的職員がやめていきますので、そういった事情を勘案しながら、一般行政職を専門的職員として位置づけをして、将来にわたって安定的な図書館をやっていこうというねらいをもって行ったという事情があります。

【松尾会長】 市側も館長も、指定管理者制度を入れると言っているわけではない。それは誤解されないようにしていただきたい。

館長の今の発言で気がついたのですが、「大量退職」ではないですね。3名の職員が同時に退職になるということですから、それは多人数ではないと思うので、「大量」という表現はどうかかなと感じました。

【田中館長】 大量というのは、専門的職員が、実は4人しか残っていないのですね。そのうち3名がやめてしまうので、大量という表現をとらせていただいているということです。4名の専門的職員のうちの3名がやめてしまうので、やはりこれは大きな損失と考えています。

【新井委員】 館長が説明された、この21年9月という日付の、小金井市図書館協議会答申に対する市の考え方というのは、内容的に非常に抽象的です。ポイントになっていますのは、委託するのは何だと。委託するのかもしれないのか、するとしたらどんな部分をするのだと。それから、するとしたらどういう利用をもってやるのだと。そういうことについて、もうちょっと具体的なものをち

ようだいしたい。それから、何で委託するのだと。

それから、根本的な最大のポイントは、予算というか計数的なものです。財政というか、金銭的というか。これだけかかったものがこれだけ改善されますよ。したがって、委託をせざるを得ませんよと、こういうことなのか、いずれにしてもここにある5ページの書類だとその辺が何も見えませんので、これじゃ判断のしようがない。そういうことは判断しなくても、今年からの協議委員は結構ですということであれば、それは話題にならない。これは変わらないのでというのであれば、これは議論してもしようがない。

そこで、せっかく協議委員になったのだから、説明をくださるのであればもう少しわかりやすい資料をいただきたい。お願いします。

**【田中館長】** 今言われたのは、先ほど資料の提出をお願いされましたので、その部分とダブることかなと思います。

それで、今言われたように、市の考えというのは出ておりますので、だから経過についてご説明はいたしますが、それでもって市の考えが変わるということではございません。

今回やっている図書館協議会の答申に対する市の考え方は報告事項で挙げています。それで改めて諮問とかを差し上げているわけではないので、この答申内容についてどうだったのかというご説明はいたしますが、それでもってこの答申を生かせとか、そういうことにはならないということをご理解いただきたいと思います。

**【新井委員】** 今のご発言でまことに結構です。だから、それがわかるようなご説明をいただきただけであって、それを変えてくれと今言っているわけじゃない。あるいは変えてくれと言うことはできるのですかというご発言があったけれども、それはできないということで了解をします。

**【荒井委員】** ただ、確認しておく必要があると思いますが、前期の委員が真剣に議論した答申について、私も一委員として十分説明されていないなと思っています。ということは、今期の委員でも図書館協議会で真剣に議論しても、それがどういうふうにかされるのかという形で、図書館協議会の位置づけについては図書館協議会の委員として、問題として館長に述べておく必要があるでしょうし、そういう観点を今期はもう終わって変えられないということ自体

もほんとにそうなのかなと。基本的には住民の意見を図書館の運営に生かしてもらうために考えているわけですから、それを館長がやったときに、お互いにこれで何とかしようがないねとなる落としどころならいいけれども、そういうふうに私自身は見えないので、そういう点では図書館協議会のことをどれだけ尊重しているのかという問題は今期の問題としても続いていくことになると思います。

それに、図書館協議会の委員として市の見解を出されても、それについてやはり問題だと思えば問題だと出すこともできるし、それはおそらく館長はもう一回一考するとか、あるいは議会で今予算がストップというお話だったので、これはどうしても危ないと我々が思えば、委員の意見を出すということはある得るのではないかなという気がします。

【松尾会長】 図書館協議会として館長に意見を申し述べるというのが先ほどありましたけど、そういう意味では今期の協議会としても、図書館の運営について協議会としての意見は当然申し述べていっていいと思います。ただ、市の考え方が出されてしまっていますので、この問題をこの場で議論をしていきますと、時間にも限りがあり、多分合意なり結論には至らないと思います。私たちが今日協議会で館長から市の考え方の説明を聞いたわけですが、10期の協議会が出した答申については、11期の図書館協議会としても尊重していく立場から、館長に、あるいは市についても尊重してもらいたいということ館長に申し上げるということではいかがでしょうか。

その後、協議会は年3回開かれていくわけなので、会議の中でさまざまな意見を館長に対して申し上げるというふうにしていけば良いと思いますけど、それができないとなると、日を改めてこの問題をやるかということになりますが、10期の図書館協議会のほうで答申をまとめていますので、同じことの繰り返しをしても、時間的なロスにもなると思います。ですから、10期の協議会でまとめた答申については、私たちはそれを踏襲し、館長に、あるいは市に対して尊重していただきたいという意見を申し述べることを再度確認しましょう。

さらに、協議会は今後も開かれるわけですので、その中でさらに私たちの意見を反映させていただくようなことをしていきましょう。いかがですか。改めて答申も、市の考え方もお読みになって次回に臨むということはどうでしょう

か。

【岡委員】　　すごくスローというか、12月に予算計上があるのに9月に提言があって、これが出てきてやるために何か活動しないと間に合わないのではないかと思います。皆さんがほとんど1年かけてこんな立派な答申をやって、市の答えとしては、精神は尊重するけど、条件的に一切のまないよと言っています。要するに数字的なものは何ものまないよと言っているのと同じなので、図書館長からだめ押し、再交渉みたいなものがもう一回あって、今予算の分捕りでも何でも、そこでやる機会とかいうのはないものですか。要するに、市の税金なんていうのは要約と集約だと思いますので、その辺で絶対これはこちらで使いたい、ほかは削っても図書館で使いたいということを図書館長としては述べられて、答申に書いてある中の何十分の1でもいいから分捕ってくるというような、そういう戦略というか、ストラテジーみたいなものはないですかね。

【田中館長】　　いろいろおしかりを受けていますが、図書館は今回こういった一部委託を提案することによって、これは別に引きかえというわけではないですが、来年度に冷暖房関係の総取りかえの工事を予定しています。これは4,000万ぐらい超えますが、それを一応考えています。あと、電動書架についても、これも修理とか交換とかをしたいと思っています。そういった中で、いろいろな中で図書館はこういうふうに精いっぱいやっているということが評価されて、財政的な面でそういうふうについてくるのかなと思います。

ただ、言われたように、これが直ちに正規職員を増やすとか、図書費を増やすとか、なかなかそういうところにはつながっていかないというものです。今おそらくもっと別な形でお金をとってこいというお話ですが、私としては、例えば施設の修繕だとかを充実させて、だから市民の読書環境とかいったものを充実させていけたらいいなと思っていますところでは。

【矢崎委員】　　答申に対して、これは館長の考え方じゃなくて、市の考え方で、館長が言われたように、市長が議会に出すと。それを議会が認めれば通るということです。だから、ここで今いい悪いと幾らやってもしょうがないと思いますので、我々の意見が通るかどうかというのは議会が認めるか認めないかにかかってくるような気がします。そういう理解でよろしいですか。

【田中館長】　　これは市長が予算を出す権限がございますので、それで12

月の議会に出すという話をしていたのですが、ただ情勢が情勢ですので、そういったものを踏まえながら今は考えているというところです。

【荒井委員】 この市の意見で、窓口業務を含むかなりの部分を委託すること等を受けることによって、少数精鋭の図書館専門的職員集団体制の編成し直しができると館長はそれをかなり強調して、それで専門性が生かせるという話をされてきましたよね。1つは、その業務を委託すると、専門職として市の人事異動とか、そういうことについて図書館は置けると、どうして委託するとそうなるのか、非常勤を増やすとかじゃなくて、そうするとなるのか。

それからもう一つですが、少数精鋭の図書館専門的職員集団が編成できるといふところの、館長は選書とか、そういう高度な調べに答えるとかと書かれています。図書館に係る専門性の理解については、特に村谷委員がすごく丁寧にされた、窓口で日々市民と接する中で小金井市の図書館の、どういう本をそろえたらいいかというところがすごく専門的にとらえられるとかです。ほかのものは委託し、選書とかそういうところだけは市の中でも専門職として位置づけられる可能性というか、専門的に図書館でできればという話の中で、その中身の専門性というのは、村谷委員がおっしゃっていた地域の図書館、自治体の図書館の専門性とどう絡めてご理解されているのかを伺いたいなと思いました。

【田中館長】 少数精鋭ですけれども、小金井の図書館は専門職制を今とっていません。だから、一般事務職が回ってきている職場です。実は専門職はもう4人しか残っていません。それで2年後に、全員係長職ですが、そのうち3名が抜けてしまいます。そこでがくっと戦力ダウンをしてしまいます。それを補てんするには今手だてがないです。それで、これを機会に図書館の職員体制については専門的職員にすると了解していただきました。

専門的職員は何かといいますと、専門的職員というのは司書の資格を持って、図書館の職場を専らとする職員です。当然、ほかの部署も経験しますが、図書館を多くにわたって経験して支えていくという職員を育てます。そういった職員が今後携わっていきますので、図書館業務において経験とかが蓄積されていくので、そういった部分においてサービスが充実するのかなと思っています。

今、図書館界というのは、例えば司書の資格を持ってても司書として入る、正規職員として入れるということは非常にまれです。小金井の図書館は、今後は

専門的職員と位置づけをしますので、例えば全国から司書の資格を持って図書館で働きたいという職員が小金井市を受験されたときに、そういうのが考慮されて図書館に配属されれば専門的職員という活躍の場合が提供できるわけです。今はただ一般行政職が来て、3年たって戻ってしまうといった職場です。だから、今後そういったことを大事にしていきたいということです。

それで、今お話に出た窓口でというのがあります。確かにすべての窓口部分に専門職を配置できればそれは非常に素晴らしいことだと思います。ただ、現実的には不可能です。そういった意味で市の根幹部分であるレファレンスですとか、選書ですとか、あと企画関係。この企画というのは、例えば今第2次子ども読書活動推進計画の目玉にさせていただいていますが、学校図書館へ司書が訪問して、学校の図書館関係者と話し合いをして、学校図書館を支援していくということを考えています。こういったところに司書が出ていくことが大事なのかなと思っています。

あと、市内のいろいろな催し物などにおいて、市の専門職が出向いて行って、市の活動報告をしたり、あるいは本の紹介をしたりとかして、本の文化を高めしていく、そういう仕事かと思っています。そういったところに力をつけさせてというか、力を尽くしていきたいと思っています。

**【荒井委員】** 専門職として図書館の司書資格を持った人を別個に市が採用すると決まる可能性があるのでしょうか。それから、人事規定か何かのところ、きちっとそれが位置づくということがあるのでしょうか、それが1つ。

それから窓口について言えば、委託だと仕事内容について市の職員が何か言うという形にならない。間接的に業者にあの職員はこうやってください、こうだという間接的な雇用関係になってしまうということを我々は学びました。それで、今の体制ですが、非常勤で雇用する場合には市が雇用しているので、専門的職員がついたときに、よりそれが生かせるととらえて出されたと思います。

そういう点で見ると、直接正規職員がそんなに頻繁に窓口に出なくても、非常勤であれば、より窓口でとらえた感覚が共有できるという判断だったと思います。それをそうできないのではと恐れているわけですが、そこはどのようなふうにそういうことにならないという担保ができるのでしょうか。そこら辺はどういう見通しを持って、専門的な職員が置かれれば、全体に生きるというふう

にとらえているのでしょうか。

【田中館長】 専門職の確保については、これは理事者を含め、それから職員課等も含め、協議をして確認しているところです。今後の確保については、まだ厳密にはどうするかというのは決まってないですが、図書館に専門的職員を置くということは決まっています。ただ、やり方をどうするか。例えば司書の資格を持った職員を別個採るのか、あるいは資格を持っている職員に対して打診をするか、それは決まっていますが、考え方として、図書館の職員については司書の資格を持った職員を長期間にわたって充てておくということです。

それで今のご懸念の件ですが、これは裏返して言えば、逆に専門的職員を配置しますので、その職員が自己研さんという形で励んで、そういった場を切り開いていくということが求められていると思います。専門的職員を配置することによって、そういった懸念は解消されると思っています。逆にこれは専門的職員じゃなくて、一般行政職が配置されれば、今荒井委員がおっしゃったような懸念というのはあるのかもしれないですけども。

あと窓口の指示、命令の問題ですが、業者には確かに直接できない。偽装請負の関係があるのでできませんが、ただ業者には必ず責任者というのが配置されます。責任者を通して指示、命令ができますので、そういった関係で全くできないということではないです。

【浦野委員】 9月16日に生涯学習部図書館のほうから出してある図書館の運営体制の見直しに関する市の基本方針をいただいて、人員体制の見直しによる財政効果という項目で現行の人件費内と明記されていますけれども、それはもう少しわかりやすい言葉でいえば、利用者である市民が人員体制の見直しをしたところで実感できる財政効果はないと考えてよろしいのでしょうか。

それと、次のページに正規職員の推移を表にさせていただいていますけれども、先ほどから有資格者が4名いたところ3名退職なさるとおっしゃっていましたがけれども、この表でいきますと、21年度、司書資格をお持ちの方が6名います。22年度には5名、23年度も5名ですけども、館長がおっしゃった数字とは、本館に関してでも合わないの、その点についてご説明お願いします。

【田中館長】 まず、財政効果は私たちの目に見えない。それは開館時間が拡大するとか、そういうことで目に見えてくるものかと思いますが、直接的に、

例えば1,000万浮いたとかお見せできるものではないと思います。特に財政効果をねらってやっているわけではないので、あくまでも人件費内で、今とどまっているサービスをどこまで広げられるかということで今回始めさせていただいたものです。

司書の人数は、図書館というのは一般事務職の職場ですが、ただ例外的に司書として採った職員が4名いました。そのうち3名が退職になってしまいます。それで残っている職員というのが一般行政職ですので、いつ異動になってしまうかわからない。だから、それを防ぐために今回専門的職員と置きかえさせていただく。要するに図書館にいる職員については、図書館業務を専らとする職員という位置づけをするので、今後絶えず異動を繰り返すというような懸念はないということです。

【岡委員】 　例えば最初、委託業者に物が言えないというけど、責任者がいるから責任者に言えばいいんだとか、そういう細かいですけれども、例えば提言でレファレンスなんかは絶対渡したくないと書いてありますが、ここは渡さないよと言っていますけれども、貸し出し業務とレファレンスは大体同時にやっていますよね。じゃあ、どうするのかというようなことがイメージとしてよく浮かんでこないです。

一部業務委託ということも、もし来年の2月にやるのであれば、もうこれ以上議論してもあまり意味がなく、それをもし見たとしても、もう何の打つ手もないわけです。

そうすると、図書館長に対して諮問する協議会という位置づけが何かよくわからなくなってきました。じゃ、最初に予算削減ありきだ、みたいなことになってしまい、もう何を言ってもという感じになっちゃうので。いろんな細かい市民の要望があったとしても、何もそこが組み込めないという感じになっちゃう。だから落としどころとおっしゃいましたが、落としどころも何もないわけです。これはもう完敗といったほうがいいのではないかと思います。変にここで、それを受けましたよということになると、今度協議会そのものを認めたこととなりますから、協議会はもう完敗したといったほうが、むしろ市民にはわかりやすいような気がします。

これだけ時間をかけていろいろやったけどできなかったよということが、計

数的に考えて、これだけ水路や道路をつくらなきゃいけないから、それはこれだけで我慢してねというのがあれば、まだよくわかりますが、何となく文言だけなので、ほんとに考えてくれているのかなと市民としては思います。それか、サイクルをもっと早くして、図書館長に物が言えるような提言をもう一度やって、何かできるのであればやるという話をするとか、そうしないと、もし来年の2月と言っても、それは事後報告を聞くということで終わって、別にやってもやらなくても同じみたいな形になってしまいます。

本来ですと、そこがうまくいけば、委託業者に市としてどこまで関与して、どういう評価業務を評価して、どういう評価があった場合にはやめさせるとか、次に変えさせるかということはどういうシステムでやっていくのか、みたいなこともお話としてあるのかなと思ったのだけど全然ないので、決まってからすぐにはつくれないと思うのですが、今後のことだと思いますが、その辺も含めてこの件について議論しても、もし市のほうでそれをやる戦略がないのであれば無理のような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

何かお話を聞いていて、全然意味のない議論をやっているような感じがするのですが、いかがですか。

**【村谷委員】** それは消極的過ぎる。やっぱり決まったものでも、これは絶対許せないということは言い続けなきゃ通らないでしょう。これはもう決まったから、しょうがないよというより、やっぱり図書館としては、これが理想だということを常に言い続けなくちゃ。

**【岡委員】** それはわかりますが、その場がないと言うので。

**【村谷委員】** いや、その場はないと言ったって、その場をつくらなきゃいけない。私らはそう思ってやってきたから、決まったことは決まったことだと言われても、どうしてもこっちが納得いかなければそれは直訴でも何でもします。それでどうしてもお金が出ないといったら、代替えにこれというのを用意して交渉に行きますけど。だからそこ、常に言っておかなきゃいけないです。

**【松尾会長】** 図書館協議会とすれば、さまざまな意見を館長に言うということ、それが義務だと思います。

ただ、交渉団体ではないので館長に言うレベルで、それ以上の権限はないと思います。

【村谷委員】       もちろん。

【松尾会長】       あと決定するのは行政が内部意思決定をして教育委員会に諮り、議会で決めて、決まっていくわけです。

本来ですと、図書館協議会の委員は教育委員会の任命行為で委嘱されているわけですから、館長の諮問機関であることを、教育委員会が認めているわけです。そういう意味では、教育委員会は図書館協議会の意見を尊重していただきたいと思いますが、今回はねじれてしまったわけです。

答申を尊重していただいて事が進んでいけばよかったです、市の見解、考え方が、答申と食い違う部分がある。繰り返しになりますが、やはり前協議会の答申を尊重していただきたい。

今後、協議会が開かれるなかで、例えば貸し出し、レファレンス、児童サービス、あるいは開館時間などの具体的な運営について、図書館協議会として館長にさまざまな意見を出していきながら、小金井の図書館がよりよく運営されていくようにすることが、私たちの立場と思います。

【村谷委員】       私はそのつもりで言いました。だから、今聞いていると、何かあまりにも、これはこれでしょうがないじゃないかというところとちょっと……。

【松尾会長】       一部しょうがないときもあるかもしれないですが、市の考え方が出されていても、これで議会を通過しないと固まらないものですよね。どういたしましょうかということで、一応、今日の会議については、館長のほうから市の考え方が示されて、いろいろ意見を図書館協議会として申し上げた。出された意見をできるだけ、取り入れられる部分は取り入れてもらって、小金井図書館の運営をしていただきたい。資料の提供なども、委員から出ていますので、早急に出していただくというか、郵送も含めてやっていただければ、私たちがさらに理解を深めることになるので、お願いしたいと思います。

【浦野委員】       12月の議会で決定してしまう可能性もあるわけですね。私たちは年に3回しかないの、次は予定としてあれば2月ですけども、その2月の分を早めてでも、あるいは手弁当でも何でも、もし皆さんが10期で出した答申を踏襲していただけるのであれば、議会がある前にやはりもう1回、資料の提出も要求されていますので、集まって、その資料を見た上で新しい方のご意見を取り入れて、12月の議会に何らかの、11期の図書館協議会のメ

ンバーとして、何かをするというリアクションを起こすということは、図書館協議会の立場としては問題がある行動でしょうか。

【松尾会長】 私は、前倒しというのは頭の中にはありましたが、2月だと大方決まってしまうから、前倒しをして、例えば今11月ですので、12月の上旬ぐらいに手弁当でもやってもらって、疑問を出し合いながら話し合いをすることもあると思います。館長のほうでは、前倒しをするということに関してどうでしょうか。

【田中館長】 前倒ししてできないことはないですが、ただこれは先ほどもご説明している報告事項です。前期の協議会に諮問して答申されたもので、市のほうの考え方が示されています。これは市の決定事項で、あとは市長がこれを、議会に提出するかしないかという判断になっているわけです。そこで、もう1回この問題でどうだという話をされても、その部分は動かないです。

だからそういったことであれば、これだけが今話題になっているわけではなく、例えば、これからお話しするのですが、貫井北町の地域センターですとか、あるいは新しい中央館の建設とか、そういったものも今後控えていますので、そちらのほうに力を尽くしていただけたらというのが私の思いですが。

前倒しをしてやってもいいのですが、ただそういう議論をされても、市長が予算を12月議会に出すか出さないかという判断を持っていますので、ここで例えば、協議会で一部委託反対だということをやっても、それはもう、私は伝えますけれども、それでもってどうかなるのかなというのはあります。

【松尾会長】 手弁当でということですが、協議会の中でも、前期からやっている委員は経過がわかっているわけですが、新しい委員はわからないので、どのような議論をしてきたのかということ、共通認識が持てるように集まるということは考えられます。それは公式の協議会というわけにはならないですけど、どうですか。

【新井委員】 今の最後のご提言、私は結構です。同意します。

【岡委員】 質問ですけれども、これは交渉のやり方なので、最初から答申の案の中に入れれば、もし一部が委託になった場合は、こういう歯止めとか、こういう権限とか、こういうチェック体制というのも当然盛り込めないと思います。これを見ると、あくまでも専門職は司書をぜひ多くとか、市みたいなこ

としか言えないと思います。それは基本的に二足のわらじというのは無理だと思いますが、でも、一応市の提言の中では、今度こういう考え方が出てきているわけです。それについて協議会というのは、何も諮ってないわけですね。一部委託をするということに対して、じゃあ協議会がそれを受けて、今、館長の話を知ると、とてもじゃないけれども、もう余地はないのだと。今回、市長に再提言する余地はないのだという今お答えでしたので、もうそれだったら、逆にじゃあ受けた形でそれをどうするのかということはどうもできないのでしょうか。

【田中館長】 再提言ができないというふうに別に申し上げてはいませんが、なかなかそれは考慮される段階ではないのかなと思っています。それで、仮にその一部委託が実施されたときの懸念ですとか、こういったところをチェックしてほしいとか、そういうことはご指摘していただければありがたいなと思っています。

【岡委員】 ちゃんと公的機関に組織決定するという意味について申し上げているので、「かな？」と、そういうふうに言われると、個人のお話みたいな感じになってしまうので、そうではなくて、組織決定に回していただけるのでしょうかということをお聞きしており、それをはっきりおっしゃっていただかないと。できないのだったらできないとおっしゃってください。そうすれば、無駄だと思いますのでもうこの議論はやめてしまったほうが良いと思います。次の議題にも入ったほうが良いと思いますので。そこのところをはっきりおっしゃらないので、だんだんこれができそうでできないという感じになってしまうので。

【田中館長】 今、言われているのは、一部委託が実施されるに際しての懸念ですとか、チェック事項とか、そういったものを盛り込みたいというか、私のほうに意見として出したいということによろしいですか。

【岡委員】 一部委託ということが決定されましたよね。それに対して、じゃあ協議会を含めて、図書館側としてはこういう枠組みを、ぜひ最低限ここまでは死守したいと、図書館業務の根幹としてはあるべきだということを、図書館長のほうからおっしゃっていただくということです。

ここで一番重要なのは、やはりこのままだとどんどん財政的に苦しくなっていて、今こうやって言っていますけれども、もし財政が苦しくなれば、一部委

託ではなくて、全部委託みたいな形になろうかと思います。それはもう考えておかなくてはいけないと思います。だからそこを含めて、どうなのかということも含めて考えないと、危ういところにきているのではないかと思います。

ですから、そこを館長に最後のとりでになっていただいて、守ってもらいたいのです。それ、参考として承りますというお話ではなく、それはほんとに組織決定のほうに意見を反映してもらいたいなと思います。

【田中館長】 平成19年に議会で話題になっていたのは、指定管理者の導入でした。そのときには、図書館に早く指定管理者を導入しなさいという陳情書が出ていました。それを受けて、明石まで視察に一緒に行きました。そういった流れの中、たしか議員さんは11人いましたが、そのうち7名の方が指定管理を検討すべきだとのことをお持ちでした。

そういった中で、図書館はこのままではほんとに指定管理になってしまうのではないかという危惧を持ちました。やはりそういったものに歯止めをかけるために、図書館で担わなければいけない部分については、図書館で死守して、それで図書館運営をやっていききたい。そのためには、やっぱり専門的職員が必要だろうということで、今回、こういう提案をしました。

だから、こういったことをすることによって、将来にわたって図書館は、要するに指定管理とか全部委託ではなく一部委託で、根幹部門については正規職員がやっていくのだというものは、守っていききたいと考えてはいます。

【矢崎委員】 先ほど報告の中で、意見、陳情があったという話がありましたけれども、これは議会で取り扱いになっていかお伺いしたいのですけど。

【田中館長】 この陳情については、今、保留ということになっています。

まだ採決はされてないです。次回の12月の厚生文教委員会で、もう一度議論になるということです。

【松尾会長】 すんなり、これでいいでしょうということまでいかないと思います。私たちの側にも知らない部分があったりして、議論がかみ合わない部分があるとも考えられるので、12月の初めぐらいに集まって、話し合ってみたいと思います。

そして私たちの知識の共有もしておいて、次回の協議会にそれを生かしていきましょう。

答申と市の考え方の問題については、ここでまとめておきますと、協議会の答申については、私たちは尊重していきたい。市のほうでも尊重していただきたい。さらに私たちとして、情報を共有するために、手弁当で一度話し合いをしましょう。それを受けて、今後協議会の意見をより反映させていただけるような取り組みにしていきたいと思います。

報告の（１）についてはこれで終わり、次に移っていききたいと思います。

**【田中館長】** 今後の予定ですが、社会教育委員と公民館運営審議会と三者懇談会というのを、年に１回開催しています。それで今年は図書館協議会の当番になります。事前に日程を調整させております。平成２１年１１月１６日の月曜日、午前１０時から、ここを場所に、三者懇談会というのが開催されます。

教育委員会や生涯学習部のほうには、社会教育委員、主に社会教育全般です。それから公民館運営審議会委員、これは公民館に携わっている委員ですが、それと図書館協議会、３つの委員会がありますので、この３つの委員会で集まって、意見交換をする場が年に１回あります。ご都合がつけば、こちらにご参加をいただけたらありがたいと思っています。

次に、次回以降の協議事項になりますが、平成２１年第３回本会議の決算特別委員会にて野見山委員から、図書館協議会委員の構成について、学識経験者４名を３名にして、市民１名を増やすようにという要望が出ています。平成２０年の決算特別委員会でも、同様の趣旨の要望がありました。それで明けて１月の図書館協議会にお話をさせていただきましたが、そのときに諮問中で、なかなかそこまで議論に至りませんでした。その件について、次回以降、ご議論いただきたいと思います。具体的には、４名学識者がいらっしゃるうち、１名を別な形で、市民が入れるような形にしてほしいというご要望です。

それからあとは、今度、仮称貫井北町地域センターというものができますが、これは公民館と図書館の併合施設です。そこに図書館が、今の予定では６００平米ぐらいですが、それが平成２６年に建つ予定です。それで今、将来、庁内検討委員会のほうをやっておりまして、来年は市民検討委員会に入りますが、そののところに、図書館協議会からも１名参加をしていただいて、議論していただけたらと考えております。

それから、また来年の話ですが、来年、新中央館について、調査委託費を予

定しています。もしこれがつけば、来年、市民検討委員会によって、新しい図書館のあり方について考えたいと思っています。それにつきましても、図書館協議会のほうから1名ご参加をいただけたらと思っています。それがまた決まった段階でお話を差し上げたいと思います。

次に、報告事項になりますが、府中の市立図書館との相互協力についてです。かねてから市民要望が強かった府中の市立図書館との間で、このほど、相互協力の協定書が締結されています。10月1日から小金井市民が利用できるようになっています。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。次は日程です。

(日程調整)

【松尾会長】 11月24日の10時に本庁暫定庁舎の会議室です。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —